

管理要領

【目的】

第1条 この要領は、ウガンダオーガニックコットン普及促進事業認定製品制度の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

【ウガンダオーガニックコットン普及促進事業認定製品の定義と対象品目】

第2条 ウガンダオーガニックコットン普及促進事業認定製品とは、ウガンダオーガニックコットンを原料として使用し作られた製品（消費財）で、同製品においてのウガンダオーガニックコットンの使用率（パーセント）が明記され購入者に対しての透明性が確保されている製品。

【ウガンダオーガニックコットン普及促進事業認定製品制度】

第3条 株式会社スマイリーアース（以下「スマイリーアース」という。）が創設した認定制度。

2 製品におけるウガンダオーガニックコットンの使用率が明示され、購入者に対しウガンダオーガニックコットン普及促進事業の透明性が確保されているかを判定する制度。

3 スマイリーアースが発行するウガンダオーガニックコットン普及促進事業オリジナルタグ（以下「オリジナルタグ」という。）及びスマイリーアースの著作物（画像・ストーリー）を使用することの可否を判定する制度。

【ウガンダオーガニックコットン普及促進事業認定製品制度への申請及び審査】

第4条 ウガンダオーガニックコットン普及促進事業認定製品制度の認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、ウガンダオーガニックコットン普及促進事業認定製品制度申請書（以下「申請書」という。）に申請事項を記入しスマイリーアースに申請を行う。

2 申請にあたっては、製品の概要について説明できる資料及び履歴事項全部証明書（法人）本人確認書類（個人）を申請書と合わせてスマイリーアースに提出する。

3 スマイリーアースは、提出された申請書類の書類審査を行い、ウガンダオーガニックコットン普及促進事業認定製品制度の基準により、認定の可否を判断し申請者へ通知する。

【スマイリーアースの著作物（画像・ストーリー）及びオリジナルタグの使用】

第5条 オリジナルタグ及びスマイリーアースが提供する著作物（画像・ストーリー）は、ウガンダオーガニックコットン普及促進事業認定製品制度で認定された製品を周知するために使用するものとし、認定製品以外の製品に使用してはならない。

【使用の報告】

第4条 スマイリーアースは、使用者に対して、オリジナルタグ及びスマイリーアースの著作物の使用状況について報告を求めることができる。また、使用者がこの要領に違反した場合には、使用者に対してオリジナルタグ及びスマイリーアースの著作物の使用中止を求めることができる。

【オリジナルタグの利用条件及び利用方法】

第5条 オリジナルタグは、第2条に規定する製品でなければ表示してはならない。

※万が一、ウガンダオーガニックコットン普及促進事業認定製品の廃棄処分や処分売りなどが必要となった場合は、オリジナルタグを製品から切り取った上で廃棄処分及び処分売りを行う。

【事故、苦情の処理】

第6条 オリジナルタグを使用する製品の製造、宣伝、販売等を通じた製品に係る事故又は苦情（以下「事故等」という。）、等については、スマイリーアースはその責を負わないものとする。

2 使用者は、前項に規定する事故等が発生した場合は、使用者が自らの責任において処理しなければならない。

3 第1項に規定する事故等については、速やかにスマイリーアースに報告しなければならない

【その他】

第7条 この要領に定めるもののほか、オリジナルタグの使用管理につき必要な事項については、株式会社スマイリーアースが決定する。